

令和元年版成果レポート（案）

環境生活部関係抜粋

令和元年 6 月

環境生活部

目 次

	頁
142 交通事故ゼロ、飲酒運転0(ゼロ)をめざす安全なまちづくり ……	1
143 消費生活の安全の確保 ……	5
151 地球温暖化対策の推進 ……	9
152 廃棄物総合対策の推進 ……	13
154 大気・水環境の保全 ……	17
211 人権が尊重される社会づくり ……	21
212 あらゆる分野における女性活躍の推進 ……	25
213 多文化共生社会づくり ……	29
228 文化と生涯学習の振興 ……	33
255 協創のネットワークづくり ……	37

【主担当部局：環境生活部】

県民の皆さんとめざす姿

県民一人ひとりが、「交通事故を起こさない、交通事故に遭わない」という交通安全意識の高揚に加え、「地域で支え合い、地域の安全は地域で確保する」、「飲酒運転をしない、させない」という意識を持って行動することで、交通事故と飲酒運転が減少しています。

また、交通安全施設等の整備が進み、誰もが安全で快適に通行できる道路交通環境が整備されています。

令和元年度末での到達目標

市町、学校、関係団体等さまざまな主体との連携が進み、それぞれの特性を生かした交通安全教育や啓発活動が行われ、交通事故を無くすという地域主体の交通安全活動の輪が広がり、交通事故による死者数が減少しています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標の目標値を達成できなかったものの、死亡事故件数は統計が残る昭和38年以降最少、死傷者数も平成に入って最少となったことから「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標						
目標項目	27年度	28年度	29年度	30年度		令和元年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
交通事故死者数	87人	75人以下 100人	70人以下 86人	65人以下 87人	0.75	60人以下
目標項目の説明と令和元年度目標値の考え方						
目標項目の説明	交通事故発生から24時間以内の死者数					
令和元年度目標値の考え方	平成28年度から5年間に取り組む交通安全対策に関する計画（「第10次三重県交通安全計画」）と合わせ、国よりも高い目標を掲げ全国平均以下をめざし、令和元年までに交通事故死者数を60人以下とすることを目標値に設定しました。					

活動指標		27年度	28年度	29年度	30年度		令和元年度
基本事業	目標項目	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
		14201 交通安全意識と交通マナーの向上に向けた啓発・教育の推進（環境生活部）	交通事故死傷者数	9,604人	9,100人以下	8,600人以下	8,100人以下
	高齢者交通事故死者数	52人	38人以下	35人以下	33人以下	0.58	30人以下
14202 飲酒運転0（ゼロ）をめざす教育・啓発および再発防止対策の推進（環境生活部）	飲酒運転事故件数	44件	38件以下	33件以下	28件以下	0.67	23件以下
14203 安全で快適な交通環境の整備（警察本部）	老朽化した信号制御機の更新数（累計）	25基	56基	88基	120基	1.00	229基 <152基>
			34基	103基	166基		
14204 交通秩序の維持（警察本部）	運転者のシートベルト着用率	96.6%	97.9%	98.3%	98.7%	0.99	99.0%
			96.9%	97.0%	98.0%		

（単位：百万円）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予算額等	2,720	2,490	2,873	2,698	2,943
概算人件費		91	100	80	
（配置人員）		（10人）	（11人）	（9人）	

平成30年度の取組概要と成果、残された課題

- ①県内の交通事故死者数・交通事故死傷者数は、長期的には減少傾向にあります。平成30年中の交通事故死者数は過去最少であった前年から1人増の87人、交通事故死傷者数は前年から976人減の6,223人となりました。引き続き、さらなる交通安全対策が求められている状況にあります。
- ②平成30年中の交通死亡事故の特徴としては、死者の約6割を高齢者が占め、高齢死者の5割以上が交通弱者（歩行者、自転車乗用者）となっていることから、高齢者に重点を置いた交通事故抑止対策の推進が必要です。
- ③交通事故や死傷者数減少に向け、交通安全意識や交通マナーの向上教育・啓発、交通安全施設の整備、交通指導取締り等、ソフト・ハード両面からの交通安全対策の一層の取組が求められています。
- ④飲酒運転違反の厳罰化にも関わらず、飲酒運転事故や飲酒運転違反者は無くならない現状にあり、飲酒運転はしない、させないという意識の定着や、アルコール依存症等の関連問題を含めた取組が求められています。

- ⑤子どもの交通事故防止のため、「交通安全アドバイザー」による子どもを主対象とした出前方式等の参加・体験・実践型の交通安全教育・広報啓発活動を推進しました。その結果、平成30年中の子どもの交通人身事故については、128件（対前年比49件減）と大幅に減少しました。引き続き、子どもの交通事故防止のため、効果的な交通安全教育・広報啓発活動を実施する必要があります。（交通安全アドバイザーによる子どもを対象とした交通安全教室実施回数：79回、参加者数：7,153人）
 - ⑥交通の安全と円滑を図るため、信号機（10基）を新設するとともに、老朽化した信号制御機（63基）や信号柱（43本）の更新、摩耗した横断歩道（1,175本）の塗り替えを行うなど、交通安全施設の整備を推進しました。安全・安心な交通環境を実現するため、引き続き、老朽化した信号制御機・信号柱の更新、摩耗した横断歩道等の塗り替えなど、交通安全施設の計画的な整備を推進する必要があります。
 - ⑦交通ルール遵守意識の向上を図るため、飲酒運転、速度超過等の悪質・危険な交通違反やシートベルトの着用に重点を置いた交通指導取締りを行いました。その結果、飲酒運転による交通人身事故は減少しましたが、飲酒運転による死亡事故が3件（対前年比2件減）発生するなど飲酒運転の根絶には至らなかったほか、シートベルト着用率についても98.0%（前年97.0%）と前年より上昇したものの、目標値に達しなかったことから、交通指導取締りや関係機関・団体等と連携した交通安全教育・広報啓発活動を推進する必要があります。
- ・県民指標「交通事故死者数」については、目標値の達成には至りませんでした。広報啓発活動および交通安全教育による意識の高揚や、信号制御機、道路標識の更新等による交通安全施設の整備に取り組んだことなどにより、死亡事故件数は統計が残る昭和38年以降最少、死傷者数は平成に入って最少となりました。引き続き、ソフト・ハード両面から効果的な交通事故防止に取り組んでいきます。

令和元年度の取組方向

【環境生活部 次長 辻 修一 電話：059-224-2468】

- ①三重県交通対策協議会の構成機関・団体との連携・協力のもと、四季の交通安全運動などで高齢者の交通事故防止、横断歩道での歩行者優先の徹底、シートベルト着用の徹底など「第10次三重県交通安全計画」をふまえ、効果的な広報啓発活動を展開します。
- ②三重県交通安全研修センターにおいて、広く県民を対象とした参加・体験・実践型の交通安全教育を展開するとともに、地域や職域で活動する交通安全教育指導者を育成します。また、高齢者重点プログラムの受講者拡大に努めるなど、高齢者の交通安全教育に積極的に取り組みます。
- ③高齢者の交通事故防止に向けて、県内自動車学校と連携した交通安全意識の啓発活動やメールマガジンの配信など、直接高齢者に交通安全意識の高揚を働きかける取組を展開します。
- ④飲酒運転根絶に向け、規範意識の定着のための教育および知識の普及・啓発を行うとともに、再発防止のため、飲酒運転違反者に対してアルコール依存症に関する受診促進および飲酒運転とアルコール問題に関する相談等の取組を推進します。
- ⑤自動車運転者に対しては、横断歩道手前での減速義務と横断歩道における歩行者優先義務について、歩行者に対しては、道路の正しい横断方法について周知するなど、交通ルール遵守意識向上のため、関係機関・団体等と連携した参加・体験・実践型の交通安全教育や広報啓発活動を推進します。
- ⑥安全・安心な交通環境の実現に向け、老朽化した信号制御機や摩耗した横断歩道等の道路標示について、緊急性や優先度を勘案しながら、計画的な更新・塗り替えを推進します。
- ⑦交通事故の発生状況の分析に基づき、飲酒運転、横断歩行者等妨害、速度超過等の悪質性・危険性の高い交通違反に重点を置いた交通指導取締りのほか、シートベルトの着用やチャイルドシートの使用に係る交通指導取締りを推進します。特に、生活道路や通学路においては、可搬式速度違反自動取締装置（移動オービス）を活用した速度違反取締りを推進します。

* 「○」のついた項目は、令和元年度に特に注力するポイントを示しています。

【主担当部局：環境生活部】

県民の皆さんとめざす姿

消費者団体、事業者団体、地域住民、県・市町等さまざまな主体が連携することにより、消費者一人ひとりが消費生活に関する正しい知識を得て、事業者との契約トラブル等を回避する自主的かつ合理的な消費活動を行うとともに、自らの商品や役務（サービス）の購入が公正かつ持続可能な社会の形成に影響を及ぼすことを理解した消費生活を営んでいます。

令和元年度末での到達目標

さまざまな主体の連携による消費者啓発や消費者教育、情報共有や情報提供が行われ、消費生活の安全を地域で支え合う意識が高まることにより、消費生活相談を利用しながら、消費者トラブルの予防や解決等に向けた県民の皆さんの自主的な取組が広がっています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	平成30年度は、県民指標の目標値を最終年度である令和元年度と同じ数値としており、目標値の達成には至りませんでした。平成27年度の現状値からは大きく上がっており、令和元年度の目標値にも近い数値であるため、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	--

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標						
目標項目	27年度	28年度	29年度	30年度		令和元年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
消費者トラブルに遭った時に消費生活相談を利用した人の割合	49.6%	53.5%	55.2%	64.0%	0.98	64.0%
		50.7%	63.8%	62.5%		
目標項目の説明と令和元年度目標値の考え方						
目標項目の説明	消費者トラブルに遭った時に消費生活センターや市町の消費生活相談窓口を利用した人の割合					
令和元年度目標値の考え方	消費生活講座、消費者月間におけるイベント、情報提供等の啓発活動を進めるとともに、県・市町の相談体制を充実することにより、4年間で全国の消費生活センターの業務内容を認知している人の割合に、認知していない人（72.2%）の割合の半分を加えた水準まで利用しようと思う県民の割合を伸ばすことをめざし、64.0%を目標値と設定しました。					

活動指標		27年度	28年度	29年度	30年度		令和元年度
基本事業	目標項目	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
		14301 自主的かつ合理的な消費活動への支援 (環境生活部)	消費生活講座等で消費者トラブルに遭わないために必要な知識が得られたとする人の割合	96.2%	97.0%	99.0%	99.5%
14302 消費者被害の救済、適正な取引の確保 (環境生活部)	消費生活相談において斡旋により消費者トラブルが解決した割合	92.4%	93.1%	93.5%	94.1%	0.98	95.0%
					92.1% (速報値)		

(単位：百万円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予算額等	102	95	98	86	103
概算人件費		146	137	134	
(配置人員)		(16人)	(15人)	(15人)	

平成30年度 of 取組概要と成果、残された課題

- ①「みえ・くらしのネットワーク」に加入する消費者団体、事業者団体等と連携し、5月の消費者月間に主要駅での街頭啓発(11団体)や記念講演会でのパネル啓発(11団体)を実施しました。また、各団体の主催する消費生活関連イベントに県のブースを出展(12回)することにより、年間を通じて、県内各地で、消費者啓発をすることができました。消費者を取り巻く環境は、絶え間なく変化しており、今後も、商品や商取引等の多様化、複雑化に伴い、さまざまな消費者問題の発生が懸念されることから、引き続き、「みえ・くらしのネットワーク」との連携・協力はもとより、市町、関係機関等、さまざまな主体と連携した取組を推進していく必要があります。
- ②消費者の自主的な取組、地域における啓発活動を促進するため、地域での啓発活動の担い手となる「消費者啓発地域リーダー」を養成する講座を4地域で開催した結果、新たに8名の登録を得ました(登録者数51名)。また、地域リーダーにそれぞれの地域で啓発活動を実施していただくため、定期的に啓発情報を提供しました。地域の見守り力向上のため、引き続き、地域リーダーの養成を進めるとともに、市町とも連携が図れるように支援していく必要があります。
- ③「消費生活出前講座」(18回、946名)や「青少年消費生活講座」(高校11校、大学1校、特別支援学校1校、1,927名)、演劇形式での「小・中学校消費生活出前講座」(小学校3校、中学校5校、2,248名)といった世代に応じた消費者啓発・消費者教育を行いました。また、各種メディアを通じて、消費者トラブル防止の啓発や消費者ホットライン「188(いやや!)」の周知を効果的に実施しました。引き続き、さまざまな方法により、こうした取組を進めていくとともに、令和4年4月から施行される民法の成年年齢の引き下げなど、社会環境の変化に適時適切に対応していく必要があります。
- ④県消費生活センターにおいて、消費生活相談(2,586件：3月末暫定数値)を実施し、さまざまな消費者トラブル等の解決に向けた助言、斡旋等を行いました。引き続き、消費者トラブルの防止・救済のため、消費生活相談を実施していく必要があります。

⑤特定商取引に関する法律に基づく指導を 141 件、不当景品類及び不当表示防止法に基づく指導を 26 件行いました。引き続き、適正な商取引や商品・サービスの適正な表示が行われるよう、事業者を監視・指導していく必要があります。

⑥現在、「三重県消費者施策基本指針」（平成 27 年 3 月改定）に基づき、消費生活の安全の確保のための施策を推進しているところですが、当基本指針の計画期間が令和元年度末までとなっているため、当基本指針を改定する必要があります。

・県民指標「消費者トラブルに遭った時に消費生活相談を利用するとした人の割合」については、目標値の達成にはわずかに至りませんでした。令和元年度の目標値達成に向けて、さまざまな主体と連携しながら、子どもから高齢者まで各世代の特性に適した方法で消費者啓発、消費者教育を進めていく必要があります。

令和元年度の取組方向

【環境生活部 次長 辻 修一 電話：059-224-2468】

- ①消費者団体、事業者団体等が参画する「みえ・くらしのネットワーク」をはじめ、市町、関係団体等、多様な主体との連携・協力を強め、街頭啓発、講演会、イベントブースへの出展等による消費者トラブルの未然防止、拡大防止に向けた取組を推進します。
- ②消費者トラブルの防止に向けて、市町で実施される地域の見守り力向上の取組とも連携し、「消費者啓発地域リーダー」による地域における自主的な取組、啓発活動を促進するための取組を支援します。
- ③消費生活の安全を確保するため、県内各地で出前講座等を行います。また、教育機関等との連携により、成年年齢引き下げを見据えた若年者向けの消費者教育に取り組みます。さらに、大型商業施設、大型児童館、各種メディアを活用するなど、子どもから高齢者まで、各世代の特性に適した方法で、「消費者ホットライン 188（いやや!）」の周知等も含めた情報提供、啓発を進めます。
- ④県内消費者行政の中核センターである県消費生活センターにおいて専門的な相談対応を行うとともに、消費者事故等に関する情報集約や情報提供を行います。また、県民に身近な市町で消費生活相談に対応できるよう、相談体制の充実について市町に働きかけや助言を行います。
- ⑤国、近隣県、警察、関係機関、関係部局等と連携して「悪質な商取引」や「商品・サービスに係る不適正な表示」について事業者の監視・指導を行います。加えて、適正な商取引や商品等の表示に向けた事業者の自主的な取組を支援します。
- ⑥「三重県消費者施策基本指針」について、平成 27 年 3 月改定時以降の消費者を取り巻く社会環境の変化や新たな課題に対応するため、当基本指針を改定します。

* 「○」のついた項目は、令和元年度に特に注力するポイントを示しています。

【主担当部局：環境生活部】

県民の皆さんとめざす姿

地球温暖化対策の必要性について広く認知され、県民一人ひとりが日常生活において、また事業者は事業活動において、温室効果ガス排出削減に向けて自主的に行動し、地球温暖化の緩和が進められているとともに、さまざまな分野において、県内で起こりつつある地球温暖化による気候変動の影響への適応が進められています。

令和元年度末での到達目標

家庭や事業所では、省エネルギー、節電、再生可能エネルギーの導入等の温室効果ガス排出削減の自主的な取組が進んでいます。

また、県民の皆さんや事業者等が連携した低炭素なまちづくりの取組が広がっています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標の目標値を達成し、活動指標の目標値もおおむね達成できたことから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標						
目標項目	27年度	28年度	29年度	30年度		令和元年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
家庭での電力消費による二酸化炭素排出量	/	1,165千 t-CO ₂	1,150千 t-CO ₂	1,134千 t-CO ₂	1.00	1,119千 t-CO ₂
	1,144千 t-CO ₂	1,148千 t-CO ₂	1,155千 t-CO ₂	1,114千 t-CO ₂ (速報値)		/
目標項目の説明と令和元年度目標値の考え方						
目標項目の説明	家庭部門からの二酸化炭素排出量として、家庭での電力消費による二酸化炭素排出量					
令和元年度目標値の考え方	国では、令和12(2030)年度に平成25(2013)年度比で温室効果ガスの排出量を26%削減することとしており、家庭での取組を継続して促進しつつ、国の目標達成に資するよう目標値を設定しました。					

活動指標		27年度	28年度	29年度	30年度		令和元年度
基本事業	目標項目	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
		15101 温室効果ガス排出削減の取組推進（環境生活部）	大規模事業所における温室効果ガスの排出量の増減比率	/	+0.8%以下 (27年度)	+1.2%以下 (28年度)	+1.6%以下 (29年度)
		-0.5% (26年度)	-1.4% (27年度)	+1.2% (28年度)	+0.0% (29年度)	/	
15102 電気自動車等を活用した温暖化対策の推進（環境生活部）	電気自動車等を活用した温暖化対策に取り組む地域の数（累計）	/	4地域	6地域	8地域	1.00	10地域
		1地域	2地域	6地域	8地域		/
15103 地球温暖化対策の普及啓発の推進（環境生活部）	地球温暖化対策講座等の受講後に、活動に取り組む意向を示した受講者の割合	/	97.0%	98.0%	99.0%	0.92	100%
		95.8%	99.3%	98.8%	91.1%		/
15104 環境教育の推進（環境生活部）	環境教育講座等参加者の満足度	/	100%	100%	100%	0.99	100%
		98.4%	99.7%	98.3%	98.9%		/

（単位：百万円）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予算額等	429	701	624	650	615
概算人件費	/	119	110	98	/
（配置人員）	/	（13人）	（12人）	（11人）	/

平成30年度（2018年度）の取組概要と成果、残された課題

- ①平成27（2015）年のパリ協定の採択を受け、国は、平成28（2016）年5月に地球温暖化対策計画を改定し、温室効果ガスの排出量を令和12（2030）年度に平成25（2013）年度比で26%削減することとしており、脱炭素社会の構築に向け、今後、一層の温室効果ガス排出削減の取組を進めていく必要があります。
- ②平成30（2018）年12月に気候変動適応法が施行されたことをふまえ、本県における農林水産業、自然災害、健康等への気候変動影響についての情報収集等を進めるとともに、これら影響の軽減等を図る取組を促進する必要があります。
- ③大規模事業所における温室効果ガスの排出量は、省エネやエネルギー利用効率の改善等の取組により削減が進んでいますが、引き続き、排出削減を促進する取組が必要です。また、中小規模の事業所においても、引き続き、環境経営の促進等により温室効果ガスの排出削減に取り組む必要があります。
- ④県内の市町で電気自動車等の活用やLED照明の導入等の取組が進んできていますが、さらに多くの市町等で低炭素なまちづくりの取組を広げていく必要があります。
- ⑤家庭の電力消費量は、夏季や冬季の気温の影響を受け増減しますが、家庭のエネルギー消費量は、中長期的にみて減少傾向にあります。引き続き、家庭における省エネルギー等の取組を促進する必要があります。

⑥県民一人ひとりが環境問題解決への具体的な行動を継続して実践するためには、幼少期からの切れ目のない環境教育が重要です。

・県民指標「家庭での電力消費による二酸化炭素排出量」については、省エネ等の取組が進んだことや、暖冬で暖房による電気使用量が抑制されたことなどにより、目標を達成できました。

令和元年度の取組方向

【環境生活部 副部長 岡村 順子 電話：059-224-2620】

- ①三重県地球温暖化対策推進条例や「三重県地球温暖化対策実行計画」に基づき、温室効果ガスの排出削減の取組を推進していきます。
- ②気候変動影響は、農林水産業、自然災害、健康等のさまざまな分野で既に顕在化してきており、「三重県気候変動適応センター」を拠点として、本県における気候変動影響および気候変動適応の情報の収集、分析、発信や普及啓発等により、適応策の取組を強化・充実します。
- ③温室効果ガスの排出削減を進めるため、大規模事業所に対し地球温暖化対策計画書に基づく自主的な削減取組を促進するとともに、中小規模の事業所に対しては、「三重県版小規模事業所向け環境マネジメントシステム（M-EMS）*」等の導入促進により、環境負荷低減の取組を進めます。また、事業活動に必要な電力調達を再生可能エネルギーに転換する取組等の普及拡大を図ります。
- ④電気自動車等の活用やLED照明の導入に加え、温室効果ガスの排出削減につながる環境教育等に取り組む市町等を支援するなど、地域で取り組む低炭素なまちづくりの取組を広げていきます。
- ⑤家庭での温室効果ガス排出削減の取組を促進するため、「三重県地球温暖化防止活動推進センター」と連携し、地球温暖化防止活動推進員等が行う普及啓発活動を通じて、節電や省エネ家電の導入、再生可能エネルギーの利用等を促進します。
- ⑥県民一人ひとりの環境配慮行動の定着を図るため、三重県環境学習情報センターの講座において、ESD*等の取組を推進するとともに、それぞれの年代に応じて、ニーズにあった学習メニューを実施していきます。

*「○」のついた項目は、令和元年度に特に注力するポイントを示しています。

【主担当部局：環境生活部廃棄物対策局】

県民の皆さんとめざす姿

私たちの生活や事業活動から生じる廃棄物について、県民の皆さんや事業者などのさまざまな主体の連携により、発生抑制、再使用、再生利用および適正処理が進むとともに、廃棄物が貴重な資源やエネルギー源としてより一層有効活用され、循環型社会の定着が実感できる社会となっています。

令和元年度末での到達目標

ごみの発生・排出抑制が進み、地域特性などに応じた循環利用により、最終処分される廃棄物が減少しています。また、産業廃棄物の排出事業者の処理責任の徹底や監視指導により、不法投棄等不適正処理の未然防止や早期対応が進み、不適正処理4事案についても着実に是正されてきています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標の目標値を達成できなかったものの、活動指標の目標値は全て達成できる見込みであることから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標

目標項目	27年度	28年度	29年度	30年度		令和元年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
廃棄物の最終処分量	/	289千t 以下	283千t 以下	277千t 以下	0.84	270千t 以下
	309千t	286千t	300千t	331千t (速報値)		/
目標項目の説明と令和元年度目標値の考え方						
目標項目の説明	最終処分された一般廃棄物と産業廃棄物の総量					
令和元年度目標値の考え方	「三重県廃棄物処理計画」の最終年度（令和2年度）の目標値（264千t）と整合を図り、令和元年度に270千tとなることをめざして目標値を設定しました。					

活動指標

基本事業	目標項目	27年度	28年度	29年度	30年度		令和元年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
15201 ごみゼロ社会の実現(環境生活部廃棄物対策局)	1人1日あたりのごみ排出量(一般廃棄物の排出量)	/	965g/ 人日以下	957g/ 人日以下	950g/ 人日以下	1.00	943g/ 人日以下
		959g/ 人日	950g/ 人日	943g/ 人日	943g/ 人日 (速報値)		/
15202 産業廃棄物の3Rの推進(環境生活部廃棄物対策局)	産業廃棄物の再生利用率	/	43.2%	43.3%	43.4%	1.00	43.5%
		42.8%	43.7%	45.1%	44.5% (速報値)		/

基本事業	目標項目	27年度	28年度	29年度	30年度		令和元年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
15203 廃棄物処理の安全・安心の確保 (環境生活部廃棄物対策局)	不法投棄等不適正処理事案の改善着手率		100%	100%	100%	1.00	100%
		69.2%	100%	100%	100%		
15204 不適正処理の是正措置の推進 (環境生活部廃棄物対策局)	不適正処理4事案に係る行政代執行による是正措置の進捗率		56.3%	68.8%	75.0%	1.00	81.3%
		37.5%	50.0%	68.8%	75.0%		

(単位：百万円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予算額等	3,354	3,675	3,377	2,054	1,467
概算人件費		803	757	722	
(配置人員)		(88人)	(83人)	(81人)	

平成30年度の取組概要と成果、残された課題

- ①一般廃棄物については、県民の皆さん、事業者、行政等のさまざまな主体が連携した3R（発生抑制、再使用、再生利用）の取組により、排出量および最終処分量は着実に削減され、資源化率についても全国と比べて高い水準を維持していますが、循環型社会の実現に向け、循環の質にも着目して、枯渇性資源の再資源化、廃棄物の持つ未利用エネルギーの有効利用などを促進する必要があります。
- ②RDF*焼却・発電事業については、RDF製造団体が令和元年9月を軸に「三重ごみ固形燃料発電所」へのRDFの搬入を終了し、新たなごみ処理体制に移行することから、今後も各団体においてごみ処理が滞りなく円滑に処理されるよう、ポストRDFに向けて必要となる施設の整備等における補助制度を創設しました。引き続き、関係市町等が新たなごみ処理体制に円滑に移行できるよう、技術的な支援を行っていく必要があります。
- ③災害廃棄物については、発災後の迅速な復旧・復興につなげるため、災害廃棄物処理に精通した人材の育成・確保に向け、災害時マネジメント力を育成する研修等を継続的に実施しています。また、災害廃棄物の処理に関して県と応援協定を締結している民間事業者団体や市町等と図上訓練等を実施しました。引き続き、南海トラフ地震等の大規模災害時においても速やかに対応できるよう、災害廃棄物処理体制の強化が必要です。
- ④産業廃棄物については、事業者による3Rの取組が進められていますが、排出量や最終処分量は、景気の動向もあり明確な削減傾向は見られない状況です。今後、排出量の削減等に向け、排出事業者の取組を一層促進する必要があります。
- ⑤産業廃棄物の不法投棄等の不適正処理については、依然として後を絶たない状況です。引き続き、排出事業者責任の徹底、処理状況の透明化や厳正な監視・指導など、県民の皆さんが安全・安心を実感できる取組が必要です。
- ⑥過去に産業廃棄物が不適正処理された4事案（四日市市大矢知・平津、桑名市源十郎新田、桑名市五反田、四日市市内山）については、行政代執行により着実に環境修復を行うことが必要です。

・県民指標「廃棄物の最終処分量」については、目標値を達成することができませんでした。一般廃棄物は3Rの取組により削減されている一方、産業廃棄物は事業活動により影響を受けることがあり、明確な削減傾向が見られませんでした。引き続き、3Rの取組に加え、天然資源の使用量の抑制など、循環の質に着目した取組を進める必要があります。

- ①「三重県廃棄物処理計画（計画期間：平成28～令和2年度）」に基づき、一般廃棄物の3Rや適正処理の取組を進め、安全・安心を確保しつつ、枯渇性資源の循環利用のための使用済小型電子機器等の回収や食品ロスの削減の取組を促進します。また、次期計画策定に向け、廃棄物の排出やリサイクルに係る実態調査を行います。
- ②RDF製造団体が新たなごみ処理体制に円滑に移行できるよう、引き続き市町等が設置した検討会等に参画し技術的支援を行うとともに、ポストRDFに向けて必要となる施設整備等に対する支援を行います。
- ③大規模災害時に備え災害廃棄物が適正かつ円滑に処理されるよう、国や近隣県、市町、民間事業者団体等との連携強化に取り組みます。また、「三重県災害廃棄物処理計画」の実効性を高めるための図上演習等を開催し、処理体制の強化を図ります。
- ④産業廃棄物について、排出事業者、廃棄物処理業者、研究機関、行政等のさまざまな主体の協創による、地域特性や資源の性状に応じた最適な規模の地域循環圏の形成に向けた取組を促進します。また、排出事業者の処理責任の徹底に向け、電子マニフェスト*の活用や処理業者の優良化を促進するなど、廃棄物処理に係る県民の安全・安心を確保します。さらに、一層の適正処理を推進するため、施行後10年を経過した三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例の見直しの検討を進めます。PCB廃棄物について、処理期限までに確実かつ適正に処理されるよう、PCB廃棄物保管事業者等に対する指導の徹底や啓発等を実施します。
- ⑤産業廃棄物の不適正処理の未然防止や早期発見・早期是正のため、市町や自主活動団体等のさまざまな主体との連携を強化し、間隙のない監視・指導を行うとともに、IT技術を活用し、効果的かつ迅速な事業者指導を行います。
- ⑥過去に産業廃棄物が不適正処理された4事案について、特別措置法の期限である令和4年度末までに対策を完了するよう、着実に工事を実施し、対策工事の効果確認を行います。
- ⑦RDF焼却・発電事業については、市町のごみ処理が円滑に進むよう引き続き安全対策に取り組み、安全で安定した運転を行います。

*「○」のついた項目は、令和元年度に特に注力するポイントを示しています。

【主担当部局：環境生活部】

県民の皆さんとめざす姿

大気や河川、海域の環境基準が達成され、県民の皆さんが良好な大気環境と美しい水環境のもとで、健康で豊かな生活を営んでいます。

また、県民の皆さんやさまざまな主体が協力して大気や水環境の保全活動に積極的に取り組み、自動車排出ガスや生活排水などの身近な暮らしの問題に対する取組の効果があらわれています。

令和元年度末での到達目標

工場・事業場において排出ガスや排出水が適正に管理されるとともに負荷量の削減が行われています。大気環境への負荷が少ない自動車の利用が進み、さらに生活排水処理施設の整備促進により、大気や河川、海域の環境基準の達成率が向上しています。

また、県民の皆さんやさまざまな主体が協力して環境保全活動に積極的に取り組むことにより、身近な暮らしの問題を改善していきます。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標の目標値を達成できなかったものの、生活排水処理施設の整備が進むなどの活動指標の達成状況もふまえ、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標						
目標項目	27年度	28年度	29年度	30年度		令和元年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
大気環境および水環境に係る環境基準の達成率		93.0%	94.0%	95.0%	0.95	97.0%
	96.1%	96.1%	90.2%	90.2% (速報値)		
目標項目の説明と令和元年度目標値の考え方						
目標項目の説明	大気環境測定地点および河川・海域水域における環境基準の達成割合*					
令和元年度目標値の考え方	環境基準の達成が著しく困難な一部の水域を除き、各種施策を講じることにより全地点および全水域で環境基準を達成することをめざして目標値を設定しました。					

活動指標		27年度	28年度	29年度	30年度		令和元年度
基本事業	目標項目	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
		15401 大気・水環境への負荷の削減（環境生活部）	大気・水質の排出基準適合率	/	100%	100%	100%
		99.9%	99.9%	100%	100%		/
15402 自動車環境対策の推進（環境生活部）	NOx・PM*法対策地域全体の大気環境基準達成率	/	100%	100%	100%	1.00	100%
		100%	100%	100%	100% (速報値)		/
15403 生活排水対策の推進（環境生活部）	生活排水処理施設の整備率	/	83.5%	84.5%	85.5%	0.99	86.5%
		82.6%	83.5%	84.4%	85.3% (速報値)		/
15404 伊勢湾の再生に向けた取組の推進（環境生活部）	海岸漂着物対策等の水環境の保全活動に参加した県民の数	/	30,250人	31,500人	32,750人	1.00	34,000人
		26,629人	64,067人	26,272人	35,063人		/
15405 環境保全のための調査研究成果の還元（環境生活部）	大気環境および水環境の保全に関する調査研究成果を公表した研究事業数	/	6件	6件	7件	1.00	7件
		4件	6件	7件	7件		/

（単位：百万円）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予算額等	13,137	14,659	13,529	12,909	17,883
概算人件費	/	1,278	1,287	1,133	/
（配置人員）	/	（140人）	（141人）	（127人）	/

平成30年度を取組概要と成果、残された課題

- ①大気環境について、33測定局（うち四日市市11局）で測定したところ、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質等の項目については、すべての測定局で環境基準を達成する見込み（速報値）であり、おおむね良好な大気環境が維持されています。光化学オキシダント*については、濃度が高くなると予測された時に注意報（延べ1日1地域）、予報（延べ3日2地域）の発令を行いました。引き続き、発令等を的確に行うとともに、原因物質の排出抑制に取り組む必要があります。
- ②水環境について、河川、海域および地下水の水質常時監視を行ったところ、河川におけるBOD*、海域におけるCOD*の環境基準達成率（速報値）はそれぞれ94%、25%でした。特に閉鎖性海域である伊勢湾では貧酸素水塊が広範囲で発生していることから、引き続き、水環境の改善を進める必要があります。
- ③工場・事業場に対し排出ガスや排出水の検査を伴う立入検査（大気関係38および水質関係194工場・事業場）を実施したところ、排出ガスについては1事業所、排出水については6事業所において排出基準の超過があり、改善指導を行いました。引き続き、法令遵守の徹底やコンプライアンス意識の向上を図る必要があります。

- ④大規模開発や工作物の新設等の事業（7件）について、三重県環境影響評価委員会の答申を受けて、知事意見を述べました。今後も、該当する事業については、環境に大きな影響を与えるおそれがあることから、適正な環境配慮を促す必要があります。
- ⑤NOx・PM法対策地域内において、自動車から排出される二酸化窒素や浮遊粒子状物質は年々減少し、二酸化窒素は8年連続、浮遊粒子状物質は7年連続で環境基準を達成する見込み（速報値）です。引き続き、総量削減計画の目標である、令和2年度における対策地域全体での環境基準の確保に向けて、総排出量および大気環境の状況を注視していく必要があります。
- ⑥生活排水処理未普及人口の早期解消に向けて、「生活排水処理アクションプログラム」に基づき、市町および関係部と連携して、生活排水処理施設の整備を促進しました。また、県費上乘せ補助制度により単独処理浄化槽や汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換を進めました。引き続き、生活排水処理施設の整備を促進する必要があります。
- ⑦「三重県海岸漂着物対策推進計画」に基づき、関係機関、民間団体等と連携し、県内の海岸漂着物等の回収処理を進めるとともに、発生抑制対策として、海岸漂着物問題の啓発映像を作成し、東海三県の映画館で上映および県ホームページに掲載するほか、インターネット動画配信サービスを活用しました。また、「伊勢湾 森・川・海のクリーンアップ大作戦」においては、三県一市の連携により、県内で35,063名の参加がありました。伊勢湾の再生に向けては、一人でも多くの方が伊勢湾を守ろうという意識を持つことが重要であることから、引き続き、取組の拡大を図る必要があります。
- ⑧環境保全のための調査研究については、有識者の評価を受けながら、研究成果を学会等で発表するほか大学、団体等に発信しました。引き続き、調査研究と情報発信を行う必要があります。

・県民指標「大気環境および水環境に係る環境基準の達成率」については、目標値を達成できない見込み（速報値）です。その理由として、近年、環境基準値を下回っていた河川や海域の数地点において、降水等の影響により、基準値を若干上回ったためと考えられます。引き続き、大気・水環境の保全に取り組んでいきます。

令和元年度の取組方向 【環境生活部 副部長 岡村 順子 電話：059-224-2620】

- ①大気環境について、33測定局（うち四日市市11局）でモニタリングを行うほか、排出ガスを多量放出する工場・事業場の常時監視を行います。光化学オキシダントやPM2.5（微小粒子状物質）*の濃度が上昇した際は、県民の皆さんに予報等を発令するなど迅速な情報提供に努めます。
- ②水環境について、公共用水域（河川、海域）および地下水の常時監視を行い、環境基準等の適合状況を確認します。また、第8次水質総量削減計画に基づき伊勢湾の総合的な水環境改善対策に取り組めます。
- ③工場・事業場に対し、排出ガスや排出水の検査を伴う立入検査を実施し、法令遵守の徹底とコンプライアンス意識の向上等を図ります。平成30年度の大気汚染防止法改正により新たに規制された水銀排出施設については、引き続き、排出ガス検査を伴う立入検査および指導を行います。
- ④環境に著しい影響を与えるおそれのある一定規模以上の開発事業等を対象として、環境への負荷をできる限り低減させることを目的に、環境影響評価を実施します。
- ⑤自動車環境対策について、NOx・PM法対策地域内における二酸化窒素や浮遊粒子状物質の削減状況および地域全体での環境基準の確保状況を把握するなど、「三重県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」の進行管理を行います。
- ⑥生活排水対策について、「生活排水処理アクションプログラム」に基づき、市町および関係部と連携して下水道、集落排水施設等の集合処理施設や浄化槽の効率的・効果的な整備を進め、未整備人口の解消を図ります。また、県費上乘せ補助制度により合併処理浄化槽への転換を促進するとともに、浄化槽の適正な維持管理の指導を行います。

- ⑦伊勢湾の再生に向け、「三重県海岸漂着物対策推進計画」に基づき、海岸管理者、県民の皆さん、民間団体、企業等による協力体制を拡充していきます。また、「伊勢湾 森・川・海のクリーンアップ大作戦」の取組を三県一市の連携により展開し、参加者の拡大を図っていきます。引き続き、国の補助金を活用して回収・処理および発生抑制対策事業を実施するとともに、複数自治体連携による効果的な対策を進めます。
- ⑧光化学オキシダント、有害大気汚染物質等の大気環境に関する課題および伊勢湾の水質改善、貧酸素水塊等の水環境に対応した調査研究を行い、得られた成果を行政課題の解決に役立てます。課題解決に向けて技術力の維持向上に努め、研究成果を公表して県民の皆さんに還元していきます。
- ⑨県内の無秩序な建設残土の搬入、堆積を抑止し、県民の皆さんの不安を払拭するために、三重県土砂条例（仮称）の制定に向けて取り組みます。

* 「○」のついた項目は、令和元年度に特に注力するポイントを示しています。

【主担当部局：環境生活部】

県民の皆さんとめざす姿

さまざまな主体と連携した人権施策が展開され、県民一人ひとりが、互いの人権を尊重し、多様性を認める意識を高めるとともに、あらゆる差別の解消が進み、個性や能力を発揮していきいきと活動できる社会になっています。

令和元年度末での到達目標

人権啓発・教育が推進され、県民一人ひとりが、人権に対する理解と認識を深めるとともに、差別や人権侵害等に対する人権相談体制等が整備され、差別や人権侵害を許さない、人権尊重の視点に立ったまちづくりが進んでいます。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標の目標値を達成できなかったものの、活動指標の目標値はほぼ達成できたことから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標

目標項目	27年度	28年度	29年度	30年度		令和元年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
人権が尊重されている社会になっていると感じる県民の割合	/	39.5%	40.5%	41.5%	0.93	42.5%
	38.5%	39.2%	36.8%	38.5% (速報値)		/

目標項目の説明と令和元年度目標値の考え方

目標項目の説明	「みえ県民意識調査」で、県民一人ひとりの人権が尊重されている社会になっていると「感じる」「どちらかといえば感じる」と回答した県民の割合
令和元年度目標値の考え方	過去（第1回～第4回）の「みえ県民意識調査」において、当該施策を含む分野の幸福実感指標の年間平均の伸び率を上回る、毎年1ポイント、4年間で4ポイントの増をめざして設定しました。

活動指標		27年度	28年度	29年度	30年度		令和元年度
基本事業	目標項目	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
		21101 人権が尊重されるまちづくりの推進（環境生活部）	地域における「人権が尊重されるまちづくり」研修会の実施団体数	34 団体	35 団体	35 団体	35 団体
21102 人権啓発の推進（環境生活部）	人権イベント・講座等の参加者の人権に関する理解度	97.0%	98.0%	99.0%	100%	0.97	100%
21103 人権教育の推進（教育委員会）	人権教育カリキュラムを作成している学校の割合	73.3%	82.2%	90.1%	96.6%	1.00	100%
21104 人権擁護の推進（環境生活部）	人権に関わる相談員を対象とした資質向上研修会受講者の研修内容の理解度	95.6%	97.0%	98.0%	99.0%	0.99	100%

（単位：百万円）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
予算額等	607	565	527	544	565
概算人件費		575	557	571	
（配置人員）		（63 人）	（61 人）	（64 人）	

平成 30 年度 of 取組概要と成果、残された課題

- ①「第三次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」に基づき、人権施策を総合的に推進しましたが、子ども、女性、障がい者、LGBT*等の人権問題やインターネット上の人権侵害など、さまざまな人権問題が存在しています。人権が尊重される社会の実現には、住民組織やNPO等のさまざまな主体と連携・協働して、取組を推進していく必要があります。
- ②住民のあらゆる活動に人権尊重の視点が根づくよう、地域における研修会等に講師派遣による支援（36 団体）を行いました。人権が尊重されるまちづくりの取組を県内全域に広げていくためには、事業の活用等を通じて、さまざまな主体による主体的な取組を促進していく必要があります。
- ③県民一人ひとりの人権意識の高揚を図るため、さまざまな手法を活用して人権啓発に取り組むとともに、啓発イベント「人権を考える集い」の開催を通じて、人権への関心を高めましたが、人権問題は多様化しており、県民の理解と認識を深めていくことができるよう、引き続き、多様な手段と機会を通じて効果的に人権啓発を推進していく必要があります。
- ④人権感覚あふれる学校づくりを進めるために、人権教育カリキュラムの作成・見直しに取り組むとともに、「人権教育ガイドライン」の周知や中学校版人権学習指導資料の作成を行いました。子どもたちが自他の人権を守るための実践行動ができる力を身に付けられるよう、人権学習指導資料の活用を促進し、全ての教育活動の中で人権教育を推進していく必要があります。

⑤人権に関するさまざまな相談に対応するため、相談機関の相談員等を対象に資質向上を図るための講座の開催（12講座）等に取り組みましたが、相談内容は多様化・複雑化していることから、引き続き、相談員等の資質向上を図るための支援や、関係機関等相互の連携強化を図っていく必要があります。

・県民指標「人権が尊重されている社会になっていると感じる県民の割合」については、平成29年度実績値に比べて上昇したものの、目標値を達成することができませんでした。引き続き、全ての人びとが個人として尊重される社会の実現に向けた取組を総合的に推進していく必要があります。

令和元年度を取組方向

【環境生活部 次長 辻 修一 電話：059-224-2468】

- ①人権が尊重される社会を実現するため、「第三次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」に基づき、人権施策の進捗管理を行うとともに、さまざまな主体と連携・協働して取組を進めます。また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律および部落差別の解消の推進に関する法律の施行など、人権をめぐる社会状況の変化や県民の人権に係る意識等をふまえ、「第四次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」を策定します。
- ②人権が尊重されるまちづくりの取組が県内全域に広がるよう、講師派遣の支援を行うとともに、優れた取組事例を積極的に周知することにより、人権が尊重されるまちづくりに取り組む団体の拡大をめざします。
- ③県民一人ひとりの人権意識の高揚をめざし、国や市町、さまざまな主体とも連携しながら、具体的な人権課題に即した多様な手段と機会を通じて、人権に関する知識や情報を提供し、理解や共感を得るための人権啓発を推進します。
- ④教育活動全体を通じた人権教育が推進されるよう、「人権教育ガイドライン」を参考に各学校における人権教育カリキュラムの作成・見直しと人権学習指導資料の活用を進めるとともに、研修の実施により教職員の指導力を高めます。また、子どもたちが安心して学び、生活できるよう、学校・家庭・地域が連携し、人権教育推進協議会や子ども支援ネットワーク等の取組を活性化します。
- ⑤多様化する人権相談に的確に対応できるよう、人権に関わる県・市町・NPOの相談員等に対する研修を行い、資質向上を図るとともに、情報共有の場づくりなどを通して、県の関係機関をはじめ国や市町等相互の連携強化に取り組みます。

* 「○」のついた項目は、令和元年度に特に注力するポイントを示しています。

【主担当部局：環境生活部】

県民の皆さんとめざす姿

県民一人ひとりが性別に関わらず、自立した個人としてその個性と能力を十分に発揮できる機会が確保され、それぞれに多様な生き方が認められる男女共同参画社会が実現しています。そこでは、男女が、対等な立場で社会のあらゆる分野における活動に積極的・主体的に参画し、共に責任を担い活躍しています。

令和元年度末での到達目標

行政や企業、各種団体等において、政策や方針の決定過程への女性の参画が拡大しているとともに、あらゆる分野において女性が活躍できる環境づくりが進められています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標の目標値を達成できなかったものの、活動指標の目標値はほぼ達成できたことから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標						
目標項目	27年度	28年度	29年度	30年度		令和元年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
あらゆる分野で女性の社会参画が進んでいると感じる県民の割合	/	41.4%	43.4%	45.4%	0.86	47.4%
	39.4%	39.9%	39.8%	39.1% (速報値)		/

目標項目の説明と令和元年度目標値の考え方

目標項目の説明	「みえ県民意識調査」で、あらゆる分野で女性の社会参画が進んでいると「感じる」「どちらかといえば感じる」と回答した県民の割合
令和元年度目標値の考え方	あらゆる分野での女性活躍の取組をふまえ、過去（第1回～第4回）の「みえ県民意識調査」における幸福実感指標の伸び率上位5項目の平均が2ポイントであることから、毎年2ポイント、4年間で8ポイントの増をめざして設定しました。

活動指標		27年度	28年度	29年度	30年度		令和元年度
基本事業	目標項目	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
		21201 政策・方針決定過程への女性の参画(環境生活部)	県・市町の審議会等における女性委員の割合	26.5%	27.2% 26.7%	28.0% 27.3%	28.7% 27.5%
21202 男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進(環境生活部)	男女共同参画センター開催事業の新規参加者の数・満足度	新規参加者数 321人 満足度 95.5%	新規参加者数 330人 満足度 98.8%	新規参加者数 337人 満足度 97.0%	新規参加者数 347人 満足度 98.0%	1.00	新規参加者数 370人 満足度 100%
		新規参加者数 300人 満足度 84.0%	新規参加者数 330人 満足度 98.8%	新規参加者数 347人 満足度 98.0%	新規参加者数 354人 満足度 99.4%		
21203 職業生活等における女性活躍の推進(環境生活部)	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に規定する事業主行動計画等の策定団体数(累計)(創17)	140団体	343団体	441団体	513団体	1.00	531団体
		41団体	343団体	494団体	524団体		
21204 性別に基づく暴力等への取組(環境生活部)	性犯罪・性暴力被害者支援制度の周知のための協力団体数(累計)	12団体	13団体	24団体	40団体	1.00	49団体
		—	13団体	30団体	41団体		

(単位：百万円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予算額等	155	207	154	163	175
概算人件費		173	183	169	
(配置人員)		(19人)	(20人)	(19人)	

平成30年度の取組概要と成果、残された課題

- ①「第2次三重県男女共同参画基本計画(改定版)」および「第二期実施計画(改訂版)」に基づく男女共同参画施策の一層の推進に向け、各部局や市町に対し働きかけを行っていく必要があります。
- ②性別、年齢、障がいの有無、国籍・文化的背景、性的指向・性自認などにかかわらず、多様な人びとが参画・活躍できるダイバーシティ社会の実現に向けて、平成29年度に策定した「ダイバーシティみえ推進方針～ともに輝く、多様な社会へ～」に基づき、その考え方を浸透させるため、ワークショップの開催などの取組を行っており、引き続き、各部局等と連携し推進方針の展開を図っていく必要があります。また、LGBT*をはじめ多様な性的指向・性自認について、平成30年度は職員向けガイドラインを作成しましたが、今後もより一層社会の理解促進を図る必要があります。(創17)
- ③県男女共同参画センター「フレンテみえ」では、男女共同参画に関するフォーラムや各種講座、出前トークなどを実施していますが、いまだに固定的な役割分担意識が根強く残っていることから、引き続き、男女共同参画意識の普及啓発に取り組んでいく必要があります。

④10月に開催した「みえの輝く女子フォーラム2018」において、新たに創出された10名を含む女性活躍のロールモデル30名については、今後、広く県内にその浸透を図るため、周知を行っていく必要があります。また、県内企業・団体等で構成する「女性の活躍推進三重県会議」の取組等を通じ、女性の活躍推進に取り組んでいく必要があります。(創17)

⑤「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」については、平成30年度から相談員を1名増員し相談体制の充実を図りました。また、性暴力被害者専門の相談窓口として認知されつつあり、関係機関とのスムーズな連携体制で運用されています。しかし、性暴力被害者は被害の性質上潜在化しやすいため、引き続き効果的な普及啓発を行い、社会的認知度をさらに高めて行く必要があります。

⑥DV被害者支援について、関係機関による「配偶者からの暴力防止等連絡会議」を開催し、「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画(第5次計画)」の進捗確認や情報共有・意見交換等を行うとともに、女性(婦人)相談員等の専門性向上のための研修を行いました。今後も、DVや性暴力・性犯罪を防止するための啓発を行うとともに、多様化、複雑化する相談に対し、適切な情報提供を行うなど、関係機関と連携し、被害者支援を推進する必要があります。

・県民指標「あらゆる分野で女性の社会参画が進んでいると感じる県民の割合」については、目標を達成することができませんでした。引き続き、あらゆる分野で女性の社会参画や活躍が進むよう一層取組を進めていく必要があります。

令和元年度の取組方向

【環境生活部 次長 辻 修一 電話：059-224-2468】

①「第二期実施計画(改訂版)」をふまえ、男女共同参画施策の一層の推進をめざし、各部局と連携して計画の着実な実行に取り組むとともに、市町に対しては、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく推進計画の策定などの取組が進むよう、それぞれの実情に応じた支援を行っていきます。

○②ダイバーシティ社会の実現に向けて、「ダイバーシティみえ推進方針～ともに輝く、多様な社会へ～」に基づき、その考え方の浸透を図る取組や情報発信を行い、県民の皆さんと共に取り組んでいけるよう気運醸成などを図ります。また、LGBTをはじめ多様な性的指向・性自認に関する社会の理解促進のための研修会等の取組を進めます。(創17)

③県男女共同参画センター「フレンテみえ」と密接な連携のもと、指定管理事業の実施などを通じ、男女共同参画意識の一層の普及啓発に努めます。

○④ロールモデルの県内への浸透など、「女性の活躍推進三重県会議」の取組を通じ、県内企業・団体において女性が活躍できる環境整備が進むよう気運の醸成を図ります。(創17)

⑤性犯罪・性暴力の被害者等が必要な支援を受けられるよう、引き続き「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」の相談体制の充実と三重県犯罪被害者等支援条例の制定をふまえ、被害の潜在化防止とさらなる認知度向上に取り組めます。

⑥「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画(第5次計画)」に基づき、DVをはじめとするあらゆる暴力を許さない社会意識の醸成に向けて啓発を行い、関係機関と連携した取組を推進するとともに、同計画に基づく取組や実績等をふまえながら、次期計画(令和2～4年度)の策定に取り組めます。

*「○」のついた項目は、令和元年度に特に注力するポイントを示しています。

*「創 番号」のついた項目は、「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本的な取組方向のめざす姿の達成に資する主な取組であり、検証レポートにも記載しています。

【主担当部局：環境生活部】

県民の皆さんとめざす姿

NPO、経済団体、行政等のさまざまな主体が連携して、多文化共生社会づくりに取り組むことにより、文化的背景の異なる人びとが、互いの文化の違いを認め合い、対等な関係のもとで、地域社会を一緒に築いています。

令和元年度末での到達目標

NPO、経済団体、行政等のさまざまな主体が連携し、外国人住民等が地域社会の一員として地域づくりに積極的に参画する仕組みづくりを進めます。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標の目標値を達成できなかったものの、活動指標の目標値はほぼ達成したことから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	--

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標						
目標項目	27年度	28年度	29年度	30年度		令和元年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
多文化共生の社会になっていると感じる県民の割合	/	30.1%	31.1%	32.1%	0.83	33.1%
	29.1%	30.0%	31.1%	26.7% (速報値)		/
目標項目の説明と令和元年度目標値の考え方						
目標項目の説明	「みえ県民意識調査」で、外国人住民が地域社会の一員として共に暮らせる社会になっていると感じる」「どちらかといえば感じる」と回答した県民の割合					
令和元年度目標値の考え方	過去（第1回～第4回）の「みえ県民意識調査」において、当該施策を含む分野の幸福実感指標の年間平均の伸び率を上回る、毎年1ポイント、4年間で4ポイントの増をめざして設定しました。					

活動指標		27年度	28年度	29年度	30年度		令和元年度
基本事業	目標項目	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
		21301 多文化共生に向けた学習機会等の提供と外国人住民等の生活への支援（環境生活部）	多文化共生に係るセミナー、研修会等参加者の理解度	/	98.5%	99.0%	99.5%
	医療通訳者が常勤している医療機関の数（累計）	97.9%	98.4%	98.6%	99.5%		/
		/	7機関	8機関	9機関	1.00	11機関 <10機関>
		6機関	6機関	9機関	10機関		/
21302 日本語指導が必要な外国人児童生徒への支援（教育委員会）	日本語指導が必要な外国人児童生徒のうち、就職または高等学校等に進学した生徒の割合	/	100%	100%	100%	0.98	100%
		94.9%	95.8%	97.9%	97.6%		/

（単位：百万円）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予算額等	112	93	82	81	103
概算人件費	/	91	91	98	/
（配置人員）	/	（10人）	（10人）	（11人）	/

平成30年度の取組概要と成果、残された課題

- ①「三重県多文化共生社会づくり指針」に基づく多文化共生への取組や、三重県からの私費海外留学生や外国人留学生への奨学金の給付など人材の育成に取り組みました。県内の外国人住民数が、平成26年から再び増加するとともに多国籍化が進む中、多文化共生社会づくりを進めるため、さまざまな主体との連携をより一層推進する必要があります。
- ②外国人住民等に必要な情報を県多言語ホームページで提供するとともに、多文化共生の好事例となる企業の取組を外国人リポーターと日本人アシスタントがチームで取材し、多言語で情報発信しました。外国人住民には地域社会の担い手（アクティブ・シチズン）として活躍できるよう、引き続き必要な情報を提供していく必要があります。
- ③市町や企業、NPO等のさまざまな主体と連携して、医療通訳の育成や災害時の外国人住民等への支援体制の整備に取り組みました。県内の外国人住民は定住傾向にあり、さまざまな生活場面で生じる課題への対応が必要です。
- ④小中学校においては、外国人児童生徒巡回相談員12名を各市町に派遣し、子どもたちの学校生活への適応や日本語で学習する力の習得、保護者への支援を行いました。高等学校においては、外国人生徒支援専門員を活用し、日本語指導が必要な外国人生徒が日本語で学ぶ力を身に付けて社会的自立を果たせるよう支援しています。
- ⑤日本語指導が必要な外国人児童生徒の日常生活に必要な日本語の習得や、学習活動において日本語で学ぶ力を育成するため、市町等教育委員会担当者および小中学校教職員を対象とした会議を開催し、効果的な日本語指導や授業の工夫について紹介するとともに、日本語指導の指導者を養成する国の研修を本県で実施しました。また、7市教育委員会と連携し、生徒の日本語力等に関する情報について中学校から高等学校への引継ぎが進められるよう取り組んでいます。日本語指導が必要な外国人児童生徒の在籍数が増加していることから、今後も、小・中・高等学校が連携しながら、適切な支援を行っていく必要があります。

- ・県民指標「多文化共生の社会になっていると感じる県民の割合」については、目標値を達成することができませんでした。これは、県内の特定事業所において外国人労働者の大量離職が発生したことや、出入国管理及び難民認定法の改正に伴う外国人材の受入れ拡大に対応する環境整備が不十分であるとの報道が多数あったことが要因と考えられます。今後、在留外国人の増加が見込まれる中で、外国人との共生社会の実現に必要な取組を強力に進めていく必要があります。

令和元年度の取組方向

【環境生活部 次長 辻 修一 電話：059-224-2468】

- ①新たな在留資格の創設など多文化共生をめぐる社会情勢の大きな変化をふまえ、「三重県多文化共生社会づくり指針」を改定します。また、県内の大学等に在籍する留学生に対し奨学金を給付するなど、多文化共生社会づくりに資する人材の育成に取り組めます。
- ②外国人住民が必要な情報を迅速に入手できるよう、県多言語ホームページで提供する行政情報・生活情報のさらなる内容の充実を図るとともに、国際交流の機会等を通じて、多文化共生に関する意識の醸成を図ります。また、外国につながる子どもに対する就学前支援教室（プレスクール）の実施に必要な人材の育成、教材やマニュアルの作成を行います。
- ③外国人住民の生活上のさまざまな相談に対応する窓口を設置するとともに、市町や国、関係団体、企業等と連携し生活支援等に取り組めます。また、引き続き、医療通訳の人材育成や、災害時の支援に携わる人材の育成等、外国人住民が安心して暮らせる環境づくりに取り組めます。
- ④小中学校においては、日本語指導が必要な外国人児童生徒の増加に対応できるよう、外国人児童生徒巡回相談員を1名増員し、外国人児童生徒の在籍状況に応じた学習支援等に取り組めます。高等学校においては、外国人生徒支援専門員を引き続き拠点校に配置し、日本語支援や進路相談等を行います。また、外国人生徒が日本の学校制度や働き方について理解を深め、将来の生活を見通して進路を選択できるよう、外国人生徒キャリアサポーターを1名配置するとともに、企業の見学会や就職に関するセミナー等を実施します。
- ⑤市町等教育委員会担当者および教職員対象の研修会等において、日本語で学ぶ力を育む授業の普及に加え、児童生徒の日本語力に応じた特別の教育課程を編成・実施している事例等、優れた取組の普及を図ります。また、外国人住民が多く在住する市町で開催される外国人児童生徒を対象にした進路ガイダンスを支援します。さらに、小・中・高等学校の円滑な引継ぎ等について協議を行い、引継ぎ事例を共有するとともに取組の拡充を図ります。

* 「○」のついた項目は、令和元年度に特に注力するポイントを示しています。

【主担当部局：環境生活部】

県民の皆さんとめざす姿

世代や障がいの有無、国籍などにとらわれず、あらゆる県民の皆さんが文化や地域の歴史等に学び親しみ、豊かな感性や創造性等を育みながら、心豊かな生活を送っています。

また、文化活動や学びの成果を生かし、ライフステージ等に応じて地域のさまざまな活動を主体的に支えています。

令和元年度末での到達目標

多様な文化にふれ親しんだり、学びの機会を得ることで、心の豊かさや生きがいを実感している県民が増加するとともに、三重の文化の素晴らしさや学習する楽しさが再認識され、その魅力や知識が磨き上げられて、文化を通じた交流や学習成果を生かす機会が活発になっています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	A (進んだ)	判断理由	県民指標および活動指標のすべての目標値を達成できたことから、「進んだ」と判断しました。
----------	------------	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標						
目標項目	27年度	28年度	29年度	30年度		令和元年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標達成 状況	目標値 実績値
参加した文化活動、生涯学習に対する満足度	95.5%	97.0%	97.0%	97.0%	1.00	97.0%
目標項目の説明と令和元年度目標の考え方						
目標項目の説明	県立文化・生涯学習施設が実施した展覧会、講座、公演事業および歴史・文化資源を活用した事業におけるアンケート調査で、その内容について「満足」、「やや満足」と回答した人の割合					
令和元年度目標値の考え方	魅力ある文化にふれる機会や多様な学びの機会を提供することによって、第一次行動計画期間中の実績値を上回り、平成27年度現状値から1.5ポイント増の97%以上を維持することをめざし、目標値として設定しました。					

活動指標		27年度	28年度	29年度	30年度		令和元年度
基本事業	目標項目	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
		22801 文化にふれ親しみ、創造する機会の充実（環境生活部）	県立文化施設の利用者数	/	137.0万人	138.0万人	139.0万人
		137.7万人	146.0万人	156.0万人	146.3万人	/	
22802 文化財の保存・継承・活用（教育委員会）	文化財情報アクセス件数	/	210,000件	216,000件	222,000件	1.00	228,000件
		202,960件	213,536件	218,189件	223,327件		/
22803 学びとその成果を生かす場の充実（環境生活部）	みえ生涯学習ネットワーク登録会員数（累計）	/	140会員	150会員	160会員	1.00	170会員
		128会員	145会員	156会員	165会員		/
22804 社会教育の推進と地域の教育力の向上（教育委員会）	地域の教育関係者のネットワークへの参画者数（累計）	/	200人	300人	400人	1.00	500人
		—	220人	305人	402人		/

（単位：百万円）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予算額等	3,188	2,469	2,173	2,279	2,466
概算人件費	/	1,278	1,250	1,266	/
（配置人員）	/	（140人）	（137人）	（142人）	/

平成30年度の取組概要と成果、残された課題

- ①「新しいみえの文化振興方針」に基づき、文化振興を担う専門人材や次代を担う若い世代の育成を図るとともに、文化交流ゾーンが集積の利点を生かした施設運営や事業展開が行えるよう、文化交流ゾーン構成施設の連携強化を図りました。今度とも「人材の育成」と「文化の拠点機能の強化」に重点的に取り組み、同方針の具現化を図っていく必要があります。
- ②県立文化施設においては、各施設の特性を生かして、質の高い多彩な公演や、三重の自然や歴史文化、県ゆかりの偉人・作家等をテーマに実物資料・美術作品を紹介する展覧会を開催するとともに、県内高等教育機関や博物館等と連携して多様な学びの機会を提供しました。引き続き、魅力的な公演・展覧会等を開催することにより、利用者の拡大を図るとともに、県民の皆さんの多様な学習ニーズに応えるため、さまざまな学習機会の提供や学習情報の発信に取り組んでいく必要があります。
- ③県にとって、歴史的・文化的に重要なものを、県指定文化財として4件指定しました。また、国・県指定等を受けている文化財が適切に保存・継承されるよう、所有者等に財政的・技術的支援を行いました。国宝専修寺御影堂・如来堂については、その魅力発信のための講演会やパネル展示・リーフレット作成を行いました。文化財保護法の改正を受けて、文化財を適切に守り続けることはもとより、文化財をより一層活用した地域づくりがなされるよう、支援を行っていく必要があります。

④子どもの学びと地域をつなぐ連携協働を推進するために、学校と地域を結ぶコーディネーターの養成講座（3回）、地域で子どもの教育に携わる人々の地域別交流会（4回）や全体会（1回）を実施するなど、コーディネート機能の拡充に取り組んでいます。今度も、地域と学校が連携協働し、地域全体で子ども大人も学び合う社会教育の場づくりを継続的に実施していくために、地域と学校をつなぐコーディネーターの新たな人材発掘や後継者育成を進めていく必要があります。

⑤熊野少年自然の家および鈴鹿青少年センターでは、指定管理者制度のもと、集団宿泊体験および自然体験活動等の機会を提供することにより、心身ともに健全な青少年の育成を図りました。また、鈴鹿青少年センターでは、民間事業者から官民連携事業の可能性について意見を収集するなど、県有施設の見直し取組を進めました。今後は、民間を活用した施設運営の効果や、その実現可能性を的確に判断するための分析、調査を行う必要があります。

・文化交流ゾーン構成施設が、連携・協力して集積の利点を生かした事業の展開を図るとともに、各県立文化施設等が、各施設の特性を生かした魅力的な公演・展覧会等の開催や、観覧環境等の改善に継続して取り組んできた結果、県民指標「参加した文化活動、生涯学習に対する満足度」については目標を達成できました。

令和元年度を取組方向

【環境生活部 副部長 岡村 順子 電話：059-224-2620】

- ①「新しいみえの文化振興方針」に掲げた5つの方向、中でも、「人材の育成」と「文化の拠点機能の強化」に重点的に取り組みます。「人材の育成」については、次代を担う若い世代や文化振興を担う専門人材の育成に取り組めます。また、「文化の拠点機能の強化」については、各県立施設が、それぞれの独自性を生かして、②～⑥のとおり多彩で魅力的な公演や展示、講座等を開催するとともに、文化交流ゾーン構成施設が連携・協力して、集積の利点を生かした施設運営や事業展開をさらに図っていきます。なお、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の文化プログラムの認証制度等を活用しながら、本県の文化の魅力国内外へ発信していきます。
- ②県総合文化センター（文化会館、生涯学習センター）においては、音楽や演劇、伝統芸能など、多彩で魅力的な文化芸術公演や、県内高等教育機関や博物館等と連携したセミナー、子どもたちが本物の文化を体験できるアウトリーチ*事業等を実施し、県民の皆さんに多様な文化と学びの場を提供していきます。また、開館25周年を機にこれまでの事業のブラッシュアップを図っていきます。
- ③総合博物館においては、活動理念である「ともに考え、活動し、成長する博物館」のもと、多様な主体や利用者との連携・協創を進めるとともに、開館5周年を記念した特別展をはじめ、三重の多様で豊かな自然や歴史文化等をテーマにした魅力的な展覧会や教育事業、アウトリーチ活動を行っていきます。また、歴史資料として重要な公文書を適切に保存し、県民の皆さんに活用していただけるよう取り組みます。
- ④県立美術館においては、地域への誇りと愛着を高めるため、本県ゆかりの作家の作品展示や、世界的に評価の高い暮らしの中のデザインを紹介する展覧会のほか、文化・教育関係機関をはじめとする多様な主体と連携した参加体験型の教育普及活動等、幅広い関心層に応えることができる展示、普及活動に取り組めます。
- ⑤齋宮歴史博物館においては、開館30周年、史跡齋宮跡指定40周年を記念した特別展をはじめ、平安時代の貴族社会の風習を紹介する展覧会や、さいくう平安の杜等を活用した地域との連携、歴史体験プログラム等の教育普及、さらには飛鳥・奈良時代における初期齋宮の発掘成果の発信など、齋宮の魅力向上に取り組めます。

- ⑥県立図書館においては、県内図書館職員を対象にした研修を実施するほか、広域ネットワークの活用により県内図書館の利用拡大を図るとともに、全県域へのサービス、先進的なサービスを提供します。また、全国図書館大会三重大会の開催を機に、広く県民の図書館への関心を高めるとともに本県情報を発信していきます。
- ⑦補強や修理が必要な文化財に対し、財政的・技術的支援を行い、文化財が将来にわたって守り伝えられる基盤を築くとともに、地域の財産として文化財が今後より一層活用されるよう、県内の有形・無形・民俗文化財の価値について積極的に情報発信します。また、改正文化財保護法に基づき市町や文化財所有者等の取組を支援するとともに、県が策定する文化財保存活用大綱について、文化財所有者や市町等の意見を聞きながら、文化財保護審議会で検討を行います。
- ⑧地域と学校が連携協働した双方向の活動を発展させていくため、引き続きコーディネーターを養成するとともに、社会教育関係者を対象とした交流会や研修会等を実施し、先進的な活動事例を情報共有していきます。
- ⑨指定管理者制度のもと効率的な運営を図るとともに、各指定管理者と連携し、自然体験活動等の充実に努めます。また、鈴鹿青少年センターの見直しに関しては、隣接する鈴鹿青少年の森も含めた利活用の方法、事業採算性の有無などを把握するための調査を行い、その調査結果について、官民連携専門家や有識者等の意見を聞いて分析し、民間による有効活用を含めて方向性を定めます。

*「○」のついた項目は、令和元年度に特に注力するポイントを示しています。

【主担当部局：環境生活部】

県民の皆さんとめざす姿

県民一人ひとりが、自らを社会の担い手であると認識し、NPO（ボランティア団体・市民活動団体等）に対する理解を深め、さまざまな手段によりNPO活動に参画するとともに、NPOは社会づくりの主要な担い手として自立した活動を展開し、さまざまな主体と力を合わせ、地域の諸課題に取り組んでいます。

また、地域をより良くしようと思う県民の皆さんが、地域の将来の担い手である若者と共に地域の課題解決に取り組んでいます。

令和元年度末での到達目標

県民の皆さんや企業等から、NPOの活動に必要な資源（資金、人材、情報など）が提供される仕組みが強化され、NPOが自立して活動する環境が整備されています。

また、NPOとさまざまな主体がめざす姿を共有するとともに、互いの力を合わせて社会づくりを進めていくための体制が整備されています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標の目標値を達成できなかったものの、活動指標の目標値はいずれも達成したことから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	--

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標						
目標項目	27年度	28年度	29年度	30年度		令和元年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
地域活動等を行っている県民の割合	/	20.7%	21.7%	22.7%	0.91	23.7%
	19.7%	20.4%	22.3%	20.7% (速報値)		/

目標項目の説明と令和元年度目標値の考え方

目標項目の説明	「みえ県民意識調査」で、NPO活動・ボランティア活動・市民活動などの地域をより良くするための活動への参加について、「している」「どちらかといえばしている」と回答した県民の割合
令和元年度目標値の考え方	過去（第1回～第4回）の「みえ県民意識調査」において、当該施策を含む分野の幸福実感指標の年間平均の伸び率を上回る、毎年1ポイント、4年間で4ポイントの増をめざして設定しました。

活動指標		27年度	28年度	29年度	30年度		令和元年度
基本事業	目標項目	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
		25501 県民の社会参画の促進（環境生活部）	NPO法人活動への支援としての会費収入等	/	426,000 千円	433,000 千円	440,000 千円
		426,149 千円	579,650 千円	446,117 千円	621,748 千円	/	
25502 若者の地域活動への参画促進（戦略企画部）	若者との協創により地域活動に取り組んだ件数	/	2件	4件	6件	1.00	6件
		—	2件	4件	6件		/

（単位：百万円）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予算額等	61	61	61	61	63
概算人件費	/	46	46	36	/
（配置人員）	/	（5人）	（5人）	（4人）	/

平成30年度の実行概要と成果、残された課題

- ①地域課題に取り組むNPOの活動成果を共有するための発表会「三重NPOグランプリ」を開催するなど、NPO活動の啓発や情報発信に取り組んでいますが、さまざまな主体に対するNPO活動へのさらなる理解の促進が必要です。また、中間支援団体においては、各地域のNPOに対し、地域・団体の特性に応じた専門的な支援を行うことが必要です。
 - ②地域の課題解決に向けた「協創の場」づくりを進めるため、若者と地域づくりを進めたいと考える地域の団体等とともに実践活動の企画を行い、高等教育機関等と連携して若者を募集し、2地域（いなべ市、伊賀市）において活動を実施しました。今後は、若者と地域との協創による取組が全県に広がるよう、情報提供していく必要があります。
- ・県民指標「地域活動等を行っている県民の割合」については、目標を達成することができませんでした。引き続き、県民の皆さんのNPO活動への参画が進むよう一層取組を進めていく必要があります。

令和元年度の実行方向

【環境生活部 次長 辻 修一 電話：059-224-2468】

- ①「みえ県民交流センター*」において、さまざまな主体に対し、NPOや市民活動についてのわかりやすい情報発信に努めるとともに、NPOの運営基盤の充実・強化（人材育成や資金調達等）や県内中間支援団体の機能向上・連携交流を図り、NPOが活動しやすい環境整備に取り組めます。あわせて、「ダイバーシティみえ推進方針～ともに輝く、多様な社会へ～」の観点から、それぞれの力が最大限発揮されるようNPOと企業等の連携交流を進めます。
- ②令和元年度は、これまでの6地域（多気町、いなべ市2地域、桑名市、津市、伊賀市）における活動の成果や課題を整理し、若者と地域との協創の取組が全県に広がるよう、ホームページやSNSで情報提供していきます。

*「○」のついた項目は、令和元年度に特に注力するポイントを示しています。